

天皇杯 JFA 第 98 回全日本サッカー選手権大会 1 回戦 (5 月 26 日)

F C 大阪 - 徳山大学

観戦ルール告知

天皇杯の試合における JFA 試合運営管理規定の禁止事項等は以下「日本サッカー協会試合運営管理規定 (抜粋)」の通りとなっております。ご来場のお客さまにおかれましては、同規定とキンチョウスタジアムでのルールをよくお読みの上、主催者側の指示に従ってご入場、ご観戦ください。なお、キンチョウスタジアムではペットボトルの持ち込みは可能ですのでご注意ください。

「日本サッカー協会試合運営管理規定 (抜粋)」

■ 禁止行為

- (1) 正当な入場券又はア krediyteshonkard 等を所持せず入場すること。
- (2) 鉄砲刀剣類、毒・劇物、薬物、油類、爆発物、発炎筒、爆竹、花火、火薬類その他の危険物又はそれに類するものを持ち込むこと、又は使用すること。
- (3) ビン、缶、ペットボトル、ガスホーン又は投てきを目的とすると思われるその他の物品を持ち込むこと。
- (4) レーザーペン、ホイッスル等、競技の進行を妨害するおそれのある物品を持ち込むこと。
- (5) 凶器となりうるような物品を持ち込むこと。
- (6) 無人航空機 (ドローン、ラジコン機等) を持ち込むこと、又は飛行させること (施設外からの操作を含む)。
- (7) 大型荷物等他人に迷惑を及ぼす物品を持ち込むこと。
- (8) 動物の類 (盲導犬・聴導犬を除く) を持ち込むこと。
- (9) 政治・思想・宗教・軍事的な主義、主張、観念を表示、若しくは連想させるような掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、のぼり、旗、プラカード、ゼッケン、文書、図面、印刷物等を持ち込み、又は設置、掲揚、着用、散布、貼付すること。
- (10) 酩酊し、又は他者 (審判、参加選手、役員、警備員等を含む。) を脅迫、威圧、挑発する等著しく他人の迷惑となり、又は他人の嫌悪の情を催させる物品を持ち込み、又は行為すること。
- (11) 他人の名誉を棄損、侮辱し、プライバシーを侵害する、又はそのおそれのある物品を持ち込み、又は行為すること。
- (12) フィールド内への物品の投げ入れや、フィールドへの侵入等競技の進行に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (13) 立ち入り禁止区域に立ち入ること。
- (14) 建物、立ち木、工作物、その他の施設、設備若しくは物件を破壊し、損傷し、汚損し、又はみだりに操作すること。
- (15) 面会を強要し又は居座ること。
- (16) 通行の妨害となる行為をすること。
- (17) 所定の場所以外で喫煙をすること。
- (18) 所定の場所以外への車両の進入、駐車又は駐輪すること。

- (19)勧誘、演説、集会、街宣、布教等の行為をすること。
- (20)商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
- (21)特定の企業の宣伝を目的として、特定の企業名又は製品名等を表示した物品（連想させるものを含む）を持ち込み、表示し、又は設置すること。
- (22)営利目的で競技、式典、観客等の写真撮影またはビデオ撮影をすること。
- (23)テント、小屋その他これらに類する工作物を設置すること。
- (24)試合の運営又は進行を妨害し、他人（審判、参加チーム、サポーターその他一切を含む）に迷惑又は危険を及ぼし、若しくはそれらのおそれがあると警備員が認める行為をすること。

■ 遵守事項

- (1)入場券又はア krediyationカード等の提示を求められたときは、これを提示すること。
- (2)安全確保のため、手荷物、所持品等の検査を求められたときは、これに応じること。
- (3)事件・事故が発生し、又は発生することが予想される場合は、警備員又は治安当局の指示、案内、誘導に従うこと。

■ 入場の拒否等

禁止行為又は遵守事項規定に違反した場合は、入場の拒否、施設からの退場および持ち込み禁止物の没収等必要な措置をとらせていただきます。特に悪質と認めた場合は、その後開催される JFA 主催試合についての入場を拒否させていただきます。また、チケットを返還していただくことがあります。

上記にて入場を拒否、又は施設から退場していただいた場合のチケット代金は一切払い戻しいたしません。



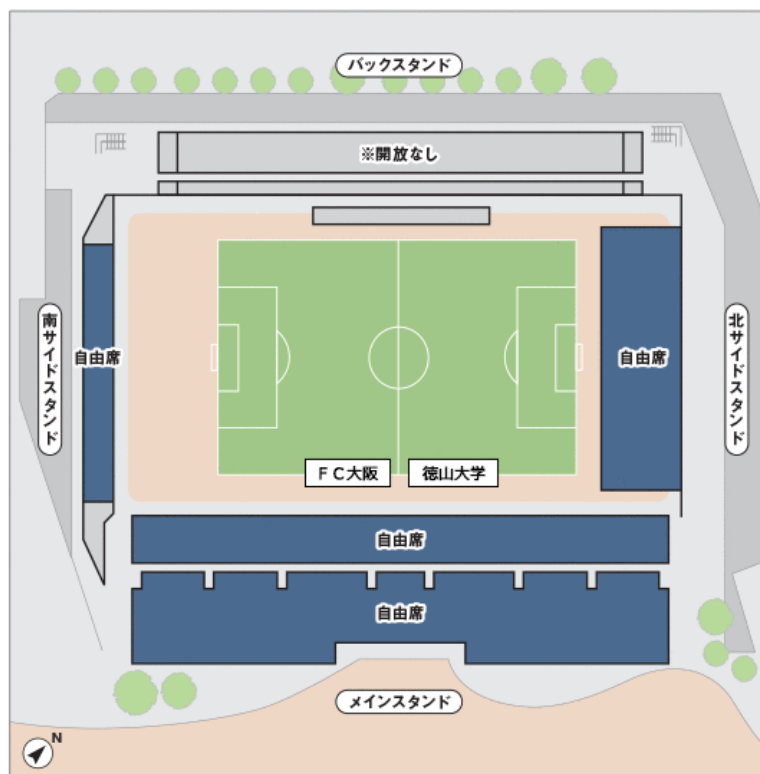
天皇杯 JFA 第98回全日本サッカー選手権大会

2018年5月26日 キンチョウスタジアムで開催される天皇杯1回戦におけるルール

■席種と入場口について

◀スタジアム座席・入口▶

- メインスタンド：自由席 観戦される方は、中央ゲートよりご入場ください。
- ゴール裏スタンド：自由席 徳山大学を応援される方は北ゲートより、FC大阪を応援される方は南ゲートより、それぞれご入場ください。



■入場・列整理について

テープ貼りのチェック【5/26 8:00】

- 試合当日の8時以降、待ち列確保が可能となります。それ以前の待ち列確保は禁止または無効とし、すべて撤去・破棄させていただきます。
- 1スペースには「待列番号」「試合日」「対戦カード」「グループ名（代表者名）」「人数（10人まで）」がわかるように確保してください。
- 1人1カ所（10人まで）とし、1人で複数箇所のスペース確保は禁止です。
- 待ち列確保には紙製テープ・折りたたみ椅子など公園利用者に迷惑となる物の使用はご遠慮ください。シート、養生テープをご利用ください。*天候によっては例外を認める場合があります。

●上記は待ち列の確保を認めるものであって、入場順番を確約するものではありません。

シートなどが剥がれたり、紛失したとしても（一社）大阪府サッカー協会は一切の責任を負いません。

入場直前の準備【5/26 開場前（開場時間 12：00 予定）】

列の状況によっては、開場時間が早まる場合、列整理を実施することもございますので一般開場時間の1時間前にはグループ全員が待ち列付近にお戻りください。お戻りいただけない場合は、最後尾になることもございますのでご注意ください。

開場前には全員荷物をまとめ、ご起立いただき、先頭から順番に少しずつスペースを詰めてください。開門時に列にお戻りいただけない場合は、最後尾にお回りいただきます。

※ご入場されるまでに必ず待ち列確保したテープ等を各自で撤去してください。列解消後、撤去されていないものは主催者側ですべて撤去、破棄させていただきます。また、当日の場所取りのお荷物の破損・紛失などにつきましては、（一社）大阪府サッカー協会は一切の責任を負いかねますので、ご自身でしっかり管理ください。

■再入場について

スタジアムにおける再入場は一切出来ませんのでご注意ください。

■応援バナーの掲出場所について

徳山大学の応援バナーは自由席【メインスタンド】（メインスタンド花道（センター）より北側）にて掲出可能です。

F C 大阪の応援バナーは自由席【メインスタンド】（メインスタンド花道（センター）より南側）にて掲出可能です。

※ただし、メインスタンド最前列については、運営本部、選手ロッカー等に被る長さの物は不可とします。

その他エリア内であっても掲出不可の場所もございますので、お近くの係員の指示に従ってください。

■入場時の手荷物検査について

スタジアム内安全強化へ更に取り組むべく、入場時のゲート前にてお客様のお手荷物検査を実施いたします。入場ゲート前に設置された卓にて手荷物検査をさせていただきますので、主旨をご理解の上、皆様のご協力を何卒よろしくお願い致します。

■スタジアムへの持込み禁止物について

- ・拡声器は自由席サポーターの応援統率目的に限り使用可。
- ・花火・爆竹・発炎筒・ガスホーンなどは持ち込めません。
- ・ビン・缶類は持ち込めません。→ 入口で紙コップに移し替えてください。
- ・ペットを連れての観戦はできません。→ 盲導犬・聴導犬を除く。

■スタジアムでの禁止行為

- ・紙ふぶき、紙テープの使用。
- ・座席の上に乗って（立ち上がって）の応援。
- ・発煙筒の使用（ドライアイス含む）。

- ・ピッチ、スタンドに向けて審判、選手、相手サポーターへの誹謗中傷を目的とした拡声器の使用（ノイズ音、サイレン含む）。
- ・トランシーバーの使用。
- ・大型フラッグ(Lフラッグ以上)の所定の場所（ゴール裏）以外での使用。
- ・手すりに足をかけたり、足を出したりする行為。
- ・指定の場所以外での横断幕の掲出。
- ・横断幕等掲出の際のガムテープ（紙テープ）の使用。
- ・誹謗中傷目的や、それぞれのチームを応援していると主催者が判断できない横断幕の掲出。
- ・太鼓以外の鳴り物の持ち込み及び使用（トランペット等の管楽器、ブブゼラ、チアホーン、バルサホーン、ホイッスルなど）。
- ・レーザーポインタ、ホイッスル等試合進行の妨げになる物の持ち込み及び使用。
- ・フィールドへの「もの」の投げ込み。
- ・フィールドへの立ち入り、飛び込み。
- ・ゴール裏以外での大旗や太鼓などの鳴り物を使用した応援や立ったままでの観戦。
- ・傘を広げての応援、観戦。→雨天時はレインコートやポンチョをご準備ください。
- ・待ち列への不正な割り込み、待ち列やスタンドでの必要人数以上の場所取り。
- ・被り物（フルフェイスヘルメット含む）など、顔を覆う物を着用しての観戦。
- ・午後9時以降の鳴り物の使用（近隣住民に迷惑となる行為）。
- ・営利目的で競技、式典、観客等の写真撮影またはビデオ撮影をすること。また、撮影した画像、映像等をインターネット等に配信すること。
- ・ドローンの使用。

■ 迷惑行為の禁止

- ・承認を受けていないポスター・ビラ等の配布、掲示及び募金、署名、調査活動、物品販売。
- ・運営妨害（集団での抗議活動など）や迷惑行為（係員の指示に従わない行為、主催者が公的秩序を乱すと判断する行為）。
- ・通路に荷物を置いたまま、また通路に立ち止まっての観戦・応援。→安全の為、通路の確保にご協力ください。
- ・観客席での喫煙。→喫煙は所定の場所で行います。
- ・周辺の公共機関(救急の医療施設等)の駐車場利用。
- ・暴力・威嚇・その他危険・迷惑行為。

上記以外にも主催者が相応しくないと判断した行為。